

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年2月26日（令和8年（行情）諮問第222号）

答申日：令和8年6月10日（令和8年度（行情）答申第210号）

事件名：防衛研究所の令和6年度の調査研究計画に基づき作成された調査研究報告の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書63」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年8月5日付け防官文第18453号及び同年11月28日付け同第27162号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 原処分1に係る審査請求書

ア ないしオ （略）

##### (2) 原処分2に係る審査請求書

ア ないしキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「防衛研究所の令和6年度の調査研究計画に基づき作成された調査研究報告の全て。」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる63文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年8月5日付け防官文第18453号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年11月28日付け同第27162号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書63について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

## 2 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 開示請求文言から、本件開示請求は、令和6年度調査研究計画に基づき実施された調査研究に関する報告文書の開示を求めるものと解し、

別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

なお、令和6年度調査研究計画により計画された調査研究のうち、3件の調査研究については、研究担当者の体調不良等により中止されたため、実施されなかった。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた令和6年度の調査研究計画と本件対象文書とを突合して確認したところ、全ての文書が上記計画に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められる。

そうすると、上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

防衛研究所の令和6年度の調査研究計画に基づき作成された調査研究報告の全て。

### 2 本件対象文書

- 文書1 令和6年度特別研究成果報告書「各国の宇宙領域部隊の変遷及び宇宙作戦に係る指揮統制の形態」
- 文書2 令和6年度特別研究成果報告書「諸外国における軍人の人事施策」
- 文書3 令和6年度特別研究成果報告書「ロシア軍によるウクライナ侵略及びイスラエルの軍事行動における航空作戦の戦訓と提言」
- 文書4 令和6年度特別研究成果報告書「海洋把握状況（MDA）に関する各国の体制と国防当局との関係」
- 文書5 令和6年度特別研究成果報告書「サイバー攻撃及びサイバーセキュリティのAI化がもたらす防衛と社会への影響」
- 文書6 令和6年度特別研究成果報告書「諸外国の国防関係機関における脱炭素・気候変動対策について」
- 文書7 令和6年度特別研究成果報告書「中国による偽情報やプロパガンダ等を利用した影響工作の実態」
- 文書8 令和6年度特別研究成果報告書「政策シミュレーションの政策立案への活用について」
- 文書9 令和6年度所指定研究成果報告書「戦略的コミュニケーションと柔軟に選択される抑止措置の実例分析」
- 文書10 令和6年度所指定研究成果報告書「英陸軍における募集の成功と失敗—Z世代に対するキャンペーンの変化を中心に—」
- 文書11 令和6年度所指定研究成果報告書「将来的な核戦力バランスの変化と影響—中国の急速な核軍拡と米国の対応—」
- 文書12 令和6年度所指定研究成果報告書「国防改革をめぐる議論の系譜」
- 文書13 令和6年度所指定研究成果報告書「米国における新興技術輸出管理体制の動向について—無人航空機を事例として—」
- 文書14 令和6年度所指定研究成果報告書「習近平の政治思想の特徴」
- 文書15 令和6年度所指定研究成果報告書「中国・アフリカ地域間の安全保障協力—現状と課題」
- 文書16 令和6年度所指定研究成果報告書「米国のウクライナ間接介入モデル—台湾情勢への軍事的影響と適用可能性—」
- 文書17 令和6年度基礎研究成果報告書「ガザ情勢の中東安全保障に与える影響」
- 文書18 令和6年度基礎研究成果報告書「国際政治における評判の影響」

- 文書19 令和6年度基礎研究成果報告書「国際紛争における「譲歩」の研究」
- 文書20 令和6年度基礎研究成果報告書「人工知能と大量破壊兵器」
- 文書21 令和6年度基礎研究成果報告書「サイバー行動に適用される国際法の発展と課題」
- 文書22 令和6年度基礎研究成果報告書「海上法執行としての「実力の行使」と海上における「武力の行使」の相違—海上警察機関の「実力の行使」が「武力の行使」と評価され得る要件の検討—」
- 文書23 令和6年度基礎研究成果報告書「日韓大陸棚協定更新を巡る日韓関係」
- 文書24 令和6年度基礎研究成果報告書「インドネシア軍における新しい防衛戦略の方向性」
- 文書25 令和6年度基礎研究成果報告書「軍の意思決定への人工知能（AI）導入可能性について」
- 文書26 令和6年度基礎研究成果報告書「我が国の陸自戦闘車両に係る防衛技術・生産基盤の変遷とその要因」
- 文書27 令和6年度基礎研究成果報告書「軍事分野における中露連携」
- 文書28 令和6年度基礎研究成果報告書「2024年を中心とする北朝鮮による対外戦略の展開」
- 文書29 令和6年度基礎研究成果報告書「ガルワン危機後のインドの対中政策」
- 文書30 令和6年度基礎研究成果報告書「パレスチナ問題とハマス」
- 文書31 令和6年度基礎研究成果報告書「北朝鮮の核ドクトリン—技術の向上と南北関係からみる核武力政策—」
- 文書32 令和6年度基礎研究成果報告書「フィリピンの国家安全保障戦略—策定開始の動機と3政権にわたる国家安全保障の論理—」
- 文書33 令和6年度基礎研究成果報告書「ウクライナ軍の戦力構築」
- 文書34 令和6年度基礎研究成果報告書「中国空母の航空戦力に関する考察—空母艦載機パイロットの養成を中心に—」
- 文書35 令和6年度基礎研究成果報告書「EUの軍事的機動性—NATOの防衛態勢との関係—」
- 文書36 令和6年度所指定研究成果報告書「太平洋戦争期の日本政府及び軍における民間航空機の活用」
- 文書37 令和6年度所指定研究成果報告書「戦争・紛争時における米国の女性軍人の役割等の変遷—WPSの観点からの分析—」
- 文書38 令和6年度所指定研究成果報告書「NATO相互支援法とMultinational Logisticsの進展」
- 文書39 令和6年度基礎研究成果報告書「防衛省・自衛隊史に関する研

- 究—研究史を中心として—」
- 文書40 令和6年度基礎研究成果報告書「太平洋戦争期の本土における鉄道作戦の変容」
- 文書41 令和6年度基礎研究成果報告書「米軍の統合ドクトリンの変遷とインプリケーションについて—統合運用における人事制度の変遷—」
- 文書42 令和6年度基礎研究成果報告書「第二次世界大戦期におけるソ蒙安全保障体制の展開について」
- 文書43 令和6年度基礎研究成果報告書「第二次世界大戦期中立国における日本の情報活動（その2）—ポルトガルを中心に—」
- 文書44 令和6年度基礎研究成果報告書「ポツダム宣言受諾をめぐる日本政府の意思決定に関する—考察—社会心理学における集団浅慮（groupthink）の観点から—」
- 文書45 令和6年度基礎研究成果報告書「太平洋戦争末期の中国における日本陸軍：戦線再編と態勢維持」
- 文書46 令和6年度基礎研究成果報告書「太平洋戦争期の日本海軍における士官搭乗員の人的損耗の影響」
- 文書47 令和6年度基礎研究成果報告書「占領期における米国の地政学的認識と日米「価値の同盟」の起源」
- 文書48 令和6年度基礎研究成果報告書「中曽根政権期の安全保障政策に関する—考察—ペルシャ湾の安全航行問題における人的貢献策の検討を中心に—」
- 文書49 令和6年度基礎研究成果報告書「警察予備隊から自衛隊初期までの災害派遣の変遷に関する—考察—」
- 文書50 令和6年度基礎研究成果報告書「陸上自衛隊の「編成定数」の起源とその意義」
- 文書51 令和6年度基礎研究成果報告書「戦前期における政軍関係 — 帷幄上奏による非開示例規の制定を中心に—」
- 文書52 令和6年度基礎研究成果報告書「対日島嶼戦におけるアメリカの航空作戦—戦訓の抽出と適用—」
- 文書53 令和6年度基礎研究成果報告書「政軍関係の歴史について（その2）」
- 文書54 令和6年度基礎研究成果報告書「1980年代におけるアメリカ陸軍のLIC研究—アメリカ空軍とのLIC共同研究を中心に—」
- 文書55 令和6年度基礎研究成果報告書「1980年代に実施した軍事行動がアメリカ軍に及ぼした影響（その2）—リビアにおける軍事作戦を例として—」
- 文書56 令和6年度基礎研究成果報告書「ユーロコミュニズムと西欧安

全保障——ヨーロッパ冷戦の文脈から——

- 文書57 令和6年度基礎研究成果報告書「1930年代以降における帝国陸軍の航空戦力建設に係る一次史料の実態調査（その2）」
- 文書58 令和6年度基礎研究成果報告書「参謀本部陸地測量部の研究」
- 文書59 令和6年度基礎研究成果報告書「「極秘明治三十七八年海戦史」の書誌学的検討——全容と欠損部分の把握——」
- 文書60 令和6年度基礎研究成果報告書「昭和戦時期における一中堅将校の具体像——「大石保日記」を読み解いて——」
- 文書61 令和6年度基礎研究成果報告書「習近平強軍思想体系における認知戦の歴史的起源について」
- 文書62 令和6年度基礎研究成果報告書「パブリックヒストリーと歴史史料」
- 文書63 令和6年度基礎研究成果報告書「日本の安全保障政策におけるWPSの影響」